

転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

平成18年2月16日

愛知県豊田市緑ヶ丘3丁目65番地



代表取締役社長 高橋 清 八

株主各位

平成18年2月3日および平成18年2月13日開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、商法第341条ノ15第4項および第280条ノ23の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

- | | |
|--------------|---|
| 1.発行総額 | 金60億円 |
| 2.発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| 3.発行価格 | 額面100円につき金102.5円 |
| 4.利率 | 本社債の募集については、発行価額（額面100円につき金100円）と異なる価格（額面100円につき金102.5円）で一般募集を行う。 |
| 5.償還期限 | 利息は付きさない。 |
| 6.募集開始日 | 平成23年3月31日 |
| 7.申込期 | 平成18年2月16日 |
| 8.払込期日および発行日 | 平成18年3月3日 |
| 9.新株予約権の内容 | |

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数
 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)②に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 新株予約権の発行総数 6,000個
- (3) 新株予約権の発行価額 無償とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
- ① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
- ② 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初1,761円とする。ただし、転換価額は下記③に定めるところに従い調整されることがある。
- ③ 当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$
- また、当社は、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式

- 式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。
- (5) 新株予約権の行使請求期間
 平成18年5月1日から平成23年3月30日（平成23年3月30日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日）まで
- (6) その他の新株予約権の行使の条件
 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
- (7) 新株予約権の消却事由および消却の条件
 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができ、また、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、平成19年4月1日以降平成23年3月30日までいつでも残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。かかる場合においては、当社は同時に本新株予約権の全部を無償で消却する。
- (8) 新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権は消却されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額はブックビルディングの結果等を考慮して平成18年2月13日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を9.99%上回る額とした。
- (9) 代用払込に関する事項
 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、その新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

10.募集方法 一般募集

以上